



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（大畑自治会）
 [企画調整局つなぐラボ] 5874
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西戸田自治会）
 [企画調整局つなぐラボ] 5874
- ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定（学校法人 中内学園）
 [行財政局税務部市民税課] 5875
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西御影親和会）
 [企画調整局つなぐラボ] 5875
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 5876
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画道路） [都市局都市計画課] 5877
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画交通広場）
 [都市局都市計画課] 5877
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5878
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5879
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5880
- ▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5881
- ▽児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5882
- ▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5883
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 鈴蘭台41号線） [建設局道路管理課] 5883

公 告

- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）
 [農業委員会事務局] 5884

- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）
 [農業委員会事務局] 5899
- ▽神戸市市民公園条例による市民の木の指定取消し [建設局公園部計画課] 5903
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区甲栄台1丁目） [都市局指導課] 5903
- ▽開発行為に関する工事の完了（中央区下山手通9丁目） [都市局指導課] 5904
- ▽開発行為に関する工事の完了（中央区神仙寺通1丁目） [都市局指導課] 5904
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区小束台東） [都市局指導課] 5905
- ▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧（神戸国際港都建設計画道路ほか） [都市局都市計画課] 5905

区 役 所

- ▽漂流物の拾得 [中央区保健福祉部健康福祉課] 5906
- ▽行旅死亡人 [東灘区保健福祉部生活支援課] 5906

水 道 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（北（道場町塩田）配水管取替工事） [水道局配水課] 5907
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（千苅浄水場原水流量制御設備改修工事） [水道局施設課] 5909
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事） 東部地区） [水道局配水課] 5912
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事） 中部地区） [水道局配水課] 5914
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事） 西部地区） [水道局配水課] 5916

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
の締結（単価契約工事（土工事、管工事他・
道路掘削跡復旧工事）垂水地区）
[水道局配水課] 5917

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
の締結（単価契約工事（土工事、管工事他・
道路掘削跡復旧工事）北地区）
[水道局配水課] 5919

交 通 局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
の締結（海岸線連絡用高声電話装置他更新
工事） [交通局経営企画課] 5921

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
の締結（高速鉄道 軌道保守工事単価契約
（令和4年度）） [交通局経営企画課] 5924

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
の締結（高速鉄道 漏水・湧水防止まくら
ぎ補修工事 単価契約（令和4年度））
[交通局経営企画課] 5926

告 示

神戸市告示第760号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

大畑自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区平野町大畑132番地の2

(3) 代表者の氏名

戸田 美和

(4) 代表者の住所

神戸市西区平野町大畑214番地

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「戸田 英行」を「戸田 美和」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区平野町大畑171番地」を「神戸市西区平野町大畑214番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年1月9日

神戸市告示第761号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

西戸田自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区平野町西戸田902番地

(3) 代表者の氏名

山口 正博

(4) 代表者の住所

神戸市西区平野町西戸田222番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名 「飯田 健次郎」を「山口 正博」に改める。

(2) 代表者の住所 「神戸市西区平野町西戸田183番地」を「神戸市西区平野町西戸田222番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年1月24日

神戸市告示第762号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20210009	令和4年2月16日 (令和4年1月1日以後 に支出された寄附金)	学校法人 中内学園 理事長 中内 潤 神戸市西区学園西町三丁目1番

神戸市告示第765号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月24日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

西御影親和会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区御影中町8丁目1番14号

(3) 代表者の氏名

馬場 喜美世

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区御影中町8丁目1番14-301号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成28年5月22日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「黒崎 敬三」を「森本 建美」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市東灘区御影中町6丁目4番15号」を「神戸市東灘区御影中町7丁目7番12号」に改める。

(2) 令和3年5月30日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「森本 建美」を「馬場 喜美世」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市東灘区御影中町7丁目7番12号」を「神戸市東灘区御影中町8丁目1番14-301号」に改める。

神戸市告示第768号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元 喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目西神保管所 電話992-3763	西神南駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年12月21日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話912-3750
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 4台	令和3年12月23日	
西区学園西町3丁目2番地学園都市保管所 電話795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年12月9日	

神戸市告示第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画道路

2 都市計画の名称

3. 4. 71号垂水駅東線

神戸市告示第770号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の

規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画交通広場
- 2 都市計画の名称
3号垂水駅前交通広場

神戸市告示第771号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2810601993	ながいきケアヘルパー神戸	兵庫県神戸市長田区戸崎通2丁目8-15-1F	株式会社ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和4年2月1日	居宅介護
2810601993	ながいきケアヘルパー神戸	兵庫県神戸市長田区戸崎通2丁目8-15-1F	株式会社ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和4年2月1日	重度訪問介護
2810700753	ケアステーション絆	兵庫県神戸市須磨区白川字不計5番地1グリーンハイツ白川301	BONDS CARE株式会社	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目43-3	令和4年2月1日	同行援護
2815001652	ハートケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	株式会社マインドケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	令和4年2月1日	居宅介護

2815001652	ハートケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	株式会社マインドケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	令和4年2月1日	重度訪問介護
2815001652	ハートケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	株式会社マインドケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	令和4年2月1日	同行援護
2810501748	花便りNever hope	兵庫県神戸市兵庫区上沢通1丁目1番18号 M・PAR KWEST 1階	株式会社花便り	兵庫県神戸市兵庫区上沢通1丁目1番18号 M・PAR KWEST 1階	令和4年2月1日	就労継続支援（B型）
2820100077	グループホームハレルヤ	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目8番9号	合同会社凧	兵庫県神戸市須磨区千歳町1丁目1番3号	令和4年2月1日	共同生活援助
2825100080	陽向之家	兵庫県神戸市垂水区塩屋北町1丁目22-1	サンディアマンテ株式会社	兵庫県神戸市中央区磯辺通1-1-20 KOWAビル 313号	令和4年2月1日	共同生活援助

神戸市告示第772号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2830500092	相談支援事業所みのり	兵庫県神戸市兵庫区都	みのり株式会社	兵庫県神戸市兵庫区楠	令和4年2月1日	計画相談支援

		由乃町1丁目1-2		谷町21番3号		
--	--	-----------	--	---------	--	--

神戸市告示第773号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービスの種類
2810800215	介護ステーションもみの木	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	有限会社ワイズケア	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘1丁目3-15	令和4年1月31日	居宅介護
2810800215	介護ステーションもみの木	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	有限会社ワイズケア	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘1丁目3-15	令和4年1月31日	重度訪問介護
2815101916	ケアステーションこはる	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目12-13	株式会社Order	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目11番22号	令和4年1月31日	居宅介護
2815101916	ケアステーションこはる	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目12-13	株式会社Order	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目11番22号	令和4年1月31日	重度訪問介護
2815200825	介護ステーションまゆ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬859-1 エクセレンス雅A-102	株式会社明南	兵庫県明石市大観町6-5 ラポール大観101	令和4年1月31日	居宅介護
2815200825	介護ステーションまゆ	兵庫県神戸市西区伊川	株式会社明南	兵庫県明石市大観町6	令和4年1月31日	重度訪問介護

		谷町有瀬 859-1 エクセレン ス雅A- 102		-5ラポー ル大観101		
2815200825	介護ステー ションまゆ	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 859-1 エクセレン ス雅A- 102	株式会社明 南	兵庫県明石 市大観町6 -5ラポー ル大観101	令和4年1 月31日	同行援護
2810701173	GOGO	兵庫県神戸 市須磨区衣 掛町4丁目 1-9 エトワール 須磨1F	特定非営利 活動法人へ ルパーGO GO	兵庫県神戸 市須磨区磯 馴町6丁目 2-5-107	令和4年1 月31日	生活介護

神戸市告示第774号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2850100245	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー・エムズ 東灘住吉	兵庫県神戸 市東灘区住 吉東町4丁 目5番11号	エムズウェ ルネスパー トナーズ合 同会社	兵庫県神戸 市東灘区住 吉東町4丁 目5番11号	令和4年2 月1日	児童発達支 援
2850100245	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー・エムズ 東灘住吉	兵庫県神戸 市東灘区住 吉東町4丁 目5番11号	エムズウェ ルネスパー トナーズ合 同会社	兵庫県神戸 市東灘区住 吉東町4丁 目5番11号	令和4年2 月1日	放課後等デ イサービス

2850100260	りっくあかしあクラブ	兵庫県神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1号303	一般社団法人日本福祉推進協会	兵庫県神戸市東灘区住吉東町3丁目1番8号	令和4年2月1日	児童発達支援
2850100260	りっくあかしあクラブ	兵庫県神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1号303	一般社団法人日本福祉推進協会	兵庫県神戸市東灘区住吉東町3丁目1番8号	令和4年2月1日	放課後等デイサービス
2850100252	ちぬっコスカイ	兵庫県神戸市東灘区住吉東町4丁目6番16号1階B区画	学校法人茅渚の浦学園	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目17番27号	令和4年2月1日	児童発達支援
2850100252	ちぬっコスカイ	兵庫県神戸市東灘区住吉東町4丁目6番16号1階B区画	学校法人茅渚の浦学園	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目17番27号	令和4年2月1日	放課後等デイサービス
2850100252	ちぬっコスカイ	兵庫県神戸市東灘区住吉東町4丁目6番16号1階B区画	学校法人茅渚の浦学園	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目17番27号	令和4年2月1日	保育所等訪問支援
2855200305	児童デイサービス ひより ニツ屋	兵庫県神戸市西区二ツ屋2丁目4-25	合同会社子ども支援プロジェクト	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋342番3	令和4年2月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第775号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービスの
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	名称	所在地	の名称	の所在地		種類
2870500051	相談支援事業所みのり	兵庫県神戸市兵庫区都由乃町1丁目1-2	みのり株式会社	兵庫県神戸市兵庫区楠谷町21番3号	令和4年2月1日	障害児相談支援

神戸市告示第776号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービスの種類
2850700721	GOGO	兵庫県神戸市須磨区衣掛町4丁目1-9 エトワール須磨1F	特定非営利活動法人ヘルパーGOGO	兵庫県神戸市須磨区磯馴町6丁目2-5-107	令和4年1月31日	児童発達支援
2850700721	GOGO	兵庫県神戸市須磨区衣掛町4丁目1-9 エトワール須磨1F	特定非営利活動法人ヘルパーGOGO	兵庫県神戸市須磨区磯馴町6丁目2-5-107	令和4年1月31日	放課後等デイサービス

神戸市告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年3月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鈴蘭台41号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目 4番8地先から	新	47.40	最大 4.00 最小 3.80
		神戸市北区鈴蘭台北町1丁目 4番8地先まで	旧	47.40	最大 4.00 最小 3.80

公 告

神戸市公告第1202号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年2月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、
甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、
神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

利用権の設定を受ける者	利用権を設定する者	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
伊丹市安堂寺町 高橋 忠浩	神戸市北区大沢町 瀧上 正廣	北区大沢町日西原字貝段田2989	田 1,591	本公告日 令和4年12月31日	14,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 本郷 あゆみ	神戸市西区伊川谷町 森本 偉士	西区伊川谷町前開字縄手939-1	田 3,023の内 440	令和4年4月1日 令和5年3月31日	8,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 定連 仁	神戸市西区伊川谷町 新中 喜久子	西区伊川谷町小寺字ハザカ77 西区伊川谷町小寺字ハザカ81	田 3,290 田 3,054	令和4年4月1日 令和5年3月31日	9,540円／1筆 61,080円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 藤井 精治	神戸市西区榎谷町 藤井 明彦	西区榎谷町福谷字五ヶ谷37 西区榎谷町福谷字五ヶ谷43-1 西区榎谷町福谷字下神田655	田 2,612 田 2,013 田 1,649	令和4年4月1日 令和5年3月31日	玄米75kg／1筆 玄米60kg／1筆 玄米45kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 藤井 精治	神戸市西区榎谷町 柳瀬 毅	西区榎谷町福谷字助廣327	田 782	令和4年4月1日 令和5年3月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 藤井 精治	神戸市西区榎谷町 柳瀬 千秋	西区榎谷町福谷字下惣代524 西区榎谷町福谷字下惣代526	田 1,754 田 618	令和4年4月1日 令和5年3月31日	玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市須磨区北落合 白川 敏弘	神戸市西区榎谷町 二星 隆己	西区榎谷町松本字三本松1090	田 1,028	令和4年4月1日 令和5年3月31日	10,280円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 頼光 和雄	神戸市西区押部谷町 中垣 正光	西区押部谷町木見字堂ノ下255 西区押部谷町木見字谷田465	田 2,405 田 3,126	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区月が丘 玉置 寛明	神戸市西区井吹台北町 藤谷 利成	西区押部谷町西盛字大垣内341-1	田 1,128	令和4年4月1日 令和5年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り

									込む。
神戸市西区押部谷町 吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町 大西 正壽	西区押部谷町 細田字平町 1232- 2	田 639	令和4年4月1日 令和5年3月31日	4,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 良明	尼崎市塚口町 畝目 恵美	西区押部谷町 高和字奥ノ垣内 25- 2 西区押部谷町 高和字手古 494- 1 西区押部谷町 高和字手古 494- 2 西区押部谷町 高和字萱本 1110	田 200 田 2,624 田 506 田 2,894	令和4年4月1日 令和5年3月31日	玄米1kg／1筆 玄米17kg／1筆 玄米3kg／1筆 玄米19kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 良明	神奈川県横浜市金沢区長浜 藤本 章	西区押部谷町 高和字上野 953 西区押部谷町 高和字上野 982 西区押部谷町 高和字上野 982- 2	田 542 田 446 田 446	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 佐登司	西区平野町堅田字土井 41 西区平野町堅田字土井 42- 1	田 379 田 612	令和4年4月1日 令和5年3月31日	3,790円／1筆 6,120円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 章	西区平野町堅田字土井 42- 2 西区平野町堅田字畑ヶ田 87 西区平野町堅田字栗町 159- 1	田 1,115 田 2,869 田 3,177	令和4年4月1日 令和5年3月31日	11,150円／1筆 28,690円／1筆 31,770円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 保宏	西区平野町堅田字土井 59	田 3,041	令和4年4月1日 令和5年3月31日	30,410円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 美由紀	西区平野町堅田字栗町 154	田 1,828	令和4年4月1日 令和5年3月31日	18,280円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 八重子	西区平野町堅田字中井 256 西区平野町堅田字中井 257	田 3,123 田 3,228	令和4年4月1日 令和5年3月31日	31,230円／1筆 32,280円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 藤井 末治郎	神戸市西区平野町 山口 和義	西区平野町中津字池ノ下 2748	田 3,639	令和4年4月1日 令和5年3月31日	32,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市大久保町 山口 正也 明石市大久保町 山口 千榮子 明石市大久保町	西区平野町中津字堂ノ上 2895 西区平野町中津字堂ノ上 2913	畑 1,984 田 637	令和4年4月1日 令和5年3月31日	23,200円／1筆 7,400円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用		令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。

	町 山口 和之								
神戸市西区岩岡町 竹本 久保	神戸市西区平野町 柴田 美智代	西区平野町印路字矢ノ谷2635	田 769	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	西宮市中前田町 吉田 昭代	西区神出町古神字竹ノ下101	田 2,254	令和4年4月1日 令和5年3月31日	22,540円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区神出町 池本 泰彦	神戸市須磨区車 逸見 都誉幾	西区神出町小東野字雌岡ノ下234	田 2,251	令和4年4月1日 令和5年3月31日	22,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市垂水区塩屋町 淡野 雄貴	明石市魚住町 佐溝 美智代	西区岩岡町岩岡字谷北411-4	田 310	令和4年4月1日 令和5年3月31日	2,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
神戸市西区岩岡町 辰巳 重義	神戸市西区岩岡町 高見 嘉彦	西区岩岡町岩岡字大道星576-2 西区岩岡町岩岡字大窪山603	田 1,889 田 1,453	令和4年4月1日 令和5年3月31日	18,890円／1筆 14,530円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	大阪府守口市梅町 梅谷 幸宏	西区岩岡町岩岡字西場876-5	田 1,205	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	明石市大久保町 小村 真由美	西区岩岡町岩岡字西場950-2	田 660	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区桜が丘東町 前田 裕弘	神戸市西区岩岡町 水澤 清	西区岩岡町岩岡字四ツ塚2169-1	田 1,800	令和4年4月1日 令和5年3月31日	80,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
神戸市西区上新地 安福 長次	神戸市西区上新地 茨木 喜久乃	西区岩岡町古郷字古知庵301-6 西区岩岡町古郷字古知庵301-7 西区岩岡町古郷字古知庵301-8 西区岩岡町野中字福吉271-26 西区岩岡町野中字福吉271-27	田 512 田 958 田 2,072 田 1,188 田 147	令和4年4月1日 令和5年3月31日	4,800円／1筆 9,000円／1筆 19,600円／1筆 11,100円／1筆 1,300円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
明石市大久保町 渡辺 浩行	神戸市西区平野町 山口 昂起	西区平野町西戸田字桑原878 西区平野町西戸田字桑原892 西区平野町西戸田字桑原902 西区平野町西戸田字桑原908	田 3,320 田 597 田 73 田 994	本公告日 令和5年3月31日	66,613円／1筆 11,978円／1筆 1,465円／1筆 19,944円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
神戸市西区榎谷町	神戸市西区伊川谷町	西区榎谷町菅野字城ヶ市	畑 1,295	令和4年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用		

石井 剛	藤田 素子	1322 西区榎谷町菅野字城ヶ市	田 1,240				水田として利用	
		1347 西区榎谷町菅野字城ヶ市	田 2,166				水田として利用	
		1349 西区榎谷町菅野字城ヶ市	畑 1,254				普通畑として利用	
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町和田字谷合256	田 2,051	令和4年4月1日 令和6年3月31日	40,000円／1筆 11,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
渡邊 真仁	大西 康文	西区押部谷町和田字谷合278	田 1,075					
神戸市西区二ツ屋	神戸市西区二ツ屋	西区玉津町二ツ屋字中川原160	田 1,465	令和4年4月1日 令和6年3月31日	13,700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
吉川 悦雄	山口 博康	西区玉津町二ツ屋字中川原161-1	田 1,313		12,300円／1筆			
		西区玉津町二ツ屋字秋定222-1	田 804		7,500円／1筆			
		西区玉津町二ツ屋字八幡田296	田 936		8,800円／1筆			
		西区玉津町二ツ屋字松ノ内351	田 1,370		12,800円／1筆			
		西区玉津町二ツ屋字松ノ内352-1	田 801		7,500円／1筆			
神戸市西区二ツ屋	神戸市西区二ツ屋	西区玉津町二ツ屋字中川原175-1	田 1,380	令和4年4月1日 令和6年3月31日	玄米60kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
吉川 悦雄	大皿 洋子							
神戸市西区二ツ屋	神戸市西区二ツ屋	西区玉津町二ツ屋字秋定233-2	田 558	令和4年4月1日 令和6年3月31日	5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
北井 俊彦	北井 良明							
神戸市西区二ツ屋	神戸市西区二ツ屋	西区玉津町二ツ屋字秋定233-3	田 655	令和4年4月1日 令和6年3月31日	8,800円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
北井 俊彦	大皿 洋子							
神戸市西区小山	神戸市西区平野町	西区平野町慶明字久保田359	畑 1,709	令和4年4月1日 令和6年3月31日	18,890円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
竹内 眞嗣	神尾 洋子 三木市末広 神尾 明 明石市藤江 高木 代志子							
神戸市西区平野町	神戸市西区平野町	西区平野町繁田字向井田598	田 504	令和4年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
福壽 恵美	福壽 利彦	西区平野町繁田字向井田599	田 725					
		西区平野町繁田字向井田600	田 2,785					
		西区平野町繁田字南水谷656-1	田 511					
		西区平野町繁田字南水谷	田 403					

		657-3						
神戸市西区神出町 坊池 敏明	神戸市西区神出町 藤本 悦子	西区神出町東字歳ノ神1508 西区神出町東字水田1669 西区神出町東字苜屋谷1901	田 2,047 田 1,417 田 2,327	令和4年4月1日 令和6年3月31日	12,000円/1筆 10,000円/1筆 18,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市大久保町 阪口 智	神戸市灘区篠原伯母野山町 大西 敬司	西区神出町古神字長出373	畑 1,056	令和4年4月1日 令和6年3月31日	13,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 金澤 泰之	明石市二見町 河野 秀樹	西区神出町廣谷字城谷816 西区神出町廣谷字城谷817	田 1,629 田 2,165	令和4年4月1日 令和6年3月31日	9,774円/1筆 12,990円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社近藤農産代表取締役近藤 良典	神戸市西区神出町 近藤 裕美	西区神出町宝勢字大道池尻2563-2 西区神出町宝勢字大道池尻2617 西区神出町宝勢字大道池尻2618 西区神出町宝勢字大道池尻2619 西区神出町宝勢字木屋池尻2989 西区神出町宝勢字木屋池尻2990	田 878 田 1,337 田 1,080 畑 252 田 1,931 田 1,953	令和4年4月1日 令和6年3月31日	9,658円/1筆 14,707円/1筆 11,880円/1筆 2,772円/1筆 21,241円/1筆 21,483円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 前田 善広	神戸市西区伊川谷町 藤田 はまゑ	西区神出町宝勢字中場三軒屋南3555 西区神出町宝勢字中場三軒屋南3558	田 2,123 田 1,596	令和4年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 森井 正昭	神戸市北区淡河町 森井 清博	北区淡河町萩原字稲荷1542	田 2,542	本公告日 令和6年12月31日	32,850円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 藤原 一哉	神戸市北区淡河町 森井 清博	北区淡河町萩原字通田1754	田 481	本公告日 令和6年12月31日	2,150円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 後藤 茂	神戸市西区榎谷町 後藤 早百合	西区榎谷町栃木字勝負谷1081	田 873の内347	令和4年4月1日 令和7年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 藤井 秀明	神戸市西区押部谷町 川西 隆之	西区押部谷町細田字古添915	田 871	令和4年4月1日 令和7年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市西区押部谷町 藤本 隆司	神戸市垂水区名谷町 滝原 繁信	西区押部谷町高和字大坪791	田 1,900	令和4年4月1日 令和7年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 高塚 利夫	神戸市西区押部谷町 大西 康文	西区押部谷町和田字上ノ垣内521	田 1,160	令和4年4月1日 令和7年3月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市小久保五島 隆久	神戸市西区水谷 大垣 かおる	西区玉津町二ツ屋字松ノ内331-1 西区玉津町二ツ屋字松ノ内331-3	田 840 田 1,061	令和4年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 八橋 幸嗣	神戸市東灘区住吉宮町 赤澤 千栄美	西区平野町向井字祇園尾545	田 1,106	令和4年4月1日 令和7年3月31日	25,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区糞台 福田 雄大	神戸市西区平野町 津村 純治	西区平野町黒田字下河原301	田 3,139	令和4年4月1日 令和7年3月31日	90,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 井上 卓	神戸市西区平野町 山口 美代子	西区平野町西戸田字春日田326 西区平野町西戸田字春日田327 西区平野町西戸田字高庄653-1	田 2,571 田 1,363 田 1,725	令和4年4月1日 令和7年3月31日	玄米109kg／1筆 玄米58kg／1筆 玄米73kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 井上 卓	神戸市西区平野町 大塚 泰子	西区平野町西戸田字上川原500 西区平野町西戸田字石塚527-3	田 2,999 田 590	令和4年4月1日 令和7年3月31日	玄米180kg／1筆 玄米36kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	神戸市西区神出町 辻 隆博	西区神出町古神字大澤762-1 西区神出町古神字大澤762-2 西区神出町古神字大澤763-1 西区神出町古神字大澤浦813	田 1,100 田 921 田 887 田 2,102	令和4年4月1日 令和7年3月31日	11,000円／1筆 9,210円／1筆 8,870円／1筆 21,020円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 中井 良文	神戸市西区神出町 大西 正浩	西区神出町古神字南大西883 西区神出町古神字南大西886-2	田 2,441 畑 1,129	令和4年4月1日 令和7年3月31日	20,500円／1筆 9,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台東町 芦田 賢太郎	神戸市西区神出町 岩本 逸雄	西区神出町紫合字北岡1128	田 644	令和4年4月1日 令和7年3月31日	5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町宝勢1354	神戸市西区神出町 西	西区神出町宝勢字上場西筋1875-2	田 1,300	令和4年4月1日 令和7年3月31日	14,300円／1筆		水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃

株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	黒田 利子	西区神出町宝 勢字上場北筋 3380-4 西区神出町宝 勢字上場北筋 3381 西区神出町宝 勢字上場北筋 3382 西区神出町宝 勢字上場北筋 3409 西区神出町宝 勢字上場北筋 3411 西区神出町宝 勢字上場北筋 3414-1 西区神出町宝 勢字上場北筋 3414-2 西区神出町宝 勢字上場北筋 3417 西区神出町宝 勢字上場西筋 3418	田 749 田 1,386 田 1,319 田 574 田 2,220 田 1,565 田 231 田 2,106 田 1,891		8,239円／1筆 15,246円／1筆 14,509円／1筆 6,314円／1筆 24,420円／1筆 17,215円／1筆 2,541円／1筆 23,166円／1筆 20,801円／1筆				の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区岩 岡町 宍田 勝彦	神戸市西区岩 岡町 前田 静子	西区岩岡町古 郷字前山 1645-1	田 900	令和4年4月1日 令和7年3月31日	10,350円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区岩 岡町 青木 賀則	神戸市須磨区 竜が台 向井 裕子	西区岩岡町古 郷字大池下 1657-1 西区岩岡町古 郷字大池下 1657-2	田 1,387 田 1,350	令和4年4月1日 令和7年3月31日	玄米46kg／1筆 玄米44kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区岩 岡町 青木 賀則	神戸市西区岩 岡町 生田 知子	西区岩岡町古 郷字添池下 1835-1 西区岩岡町野 中宇神出道上 1006-2 西区岩岡町野 中宇神出道上 1008-2	田 590 田 963 田 527	令和4年4月1日 令和7年3月31日	玄米25kg／1筆 玄米42kg／1筆 玄米23kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区岩 岡町 鳥住 徳重	神戸市西区岩 岡町 竹内 大貴	西区岩岡町古 郷字南場 2293 西区岩岡町古 郷字南場 2294 西区岩岡町古 郷字古力 2554	田 2,125 田 1,132 田 770	令和4年4月1日 令和7年3月31日	21,250円／1筆 11,320円／1筆 7,700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
明石市魚住町 橋本 克己	明石市魚住町 西海 正隆	西区岩岡町西 脇字岩ヶ岡 55	田 1,605	令和4年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区岩 岡町 宍田 勝彦	神戸市西区岩 岡町 千歳 政子	西区岩岡町野 中宇福吉 392	田 1,817	令和4年4月1日 令和7年3月31日	19,987円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区岩 岡町 宍田 勝彦	神戸市西区岩 岡町 正谷 園子	西区岩岡町野 中宇福吉 401-1	畑 626	令和4年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用		
神戸市西区岩 岡町岩岡2133 有限会社 上岩岡農芸	神戸市須磨区 竜が台 向井 裕子	西区岩岡町野 中宇神出道上 1534-1 西区岩岡町野 中宇神出道上 770	田 1,097 田 770	令和4年4月1日 令和7年3月31日	21,940円／1筆 15,400円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用		毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。

代表取締役 敦見 昌弘		1534- 2						る。
神戸市西区岩岡町岩岡2133 有限会社 上岩岡農芸 代表取締役 敦見 昌弘	神戸市西区岩岡町 生田 知子	西区岩岡町野 中宇神出道下 1535- 1 西区岩岡町野 中宇神出道下 1535- 2 西区岩岡町野 中宇神出道下 1535- 3	田 740 田 229 田 1, 160	令和4年4月1日 令和7年3月31日	14, 800円／1筆 4, 580円／1筆 23, 200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
南あわじ市八木立石 小林 大祐	神戸市東灘区 深江南町 平井 一裕	西区押部谷町 西盛字大辻 54- 1 西区押部谷町 西盛字大辻 55 西区押部谷町 西盛字大辻 58- 1 西区押部谷町 西盛字老之本 289 西区押部谷町 西盛字老之本 290- 3 西区押部谷町 西盛字老之本 291 西区押部谷町 西盛字老之本 292- 2 西区押部谷町 西盛字上向井 843 西区押部谷町 西盛字上向井 850	田 904 田 954 田 4, 127 田 1, 071 田 996 田 2, 126 田 664 田 1, 964 田 2, 586	令和4年4月1日 令和9年3月31日	8, 200円／1筆 8, 800円／1筆 39, 700円／1筆 8, 700円／1筆 9, 700円／1筆 19, 200円／1筆 6, 400円／1筆 18, 300円／1筆 23, 700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
明石市松江 伊藤 昌恭	神戸市西区伊 川谷町 金月 明	西区伊川谷町 小寺字上カイ 176 西区伊川谷町 小寺字カイチ 197 西区伊川谷町 小寺字柿谷 484- 2	田 1, 949 田 1, 064 田 2, 769	令和4年4月1日 令和9年3月31日	玄米100kg／1筆 玄米60kg／1筆 玄米170kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区伊 川谷町 正井 節	神戸市西区伊 川谷町 笹尾 弘美	西区伊川谷町 長坂字池田 106	田 2, 308	令和4年4月1日 令和9年3月31日	23, 000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市西区伊 川谷町 正井 節	神戸市西区伊 川谷町 松下 英則	西区伊川谷町 長坂字若尾 367	田 2, 718	令和4年4月1日 令和9年3月31日	27, 100円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市西区榎 谷町 藤井 精治	神戸市西区榎 谷町 藤井 安子	西区榎谷町福 谷字助廣 328 西区榎谷町福 谷字下惣代 541- 1 西区榎谷町福 谷字下惣代 541- 2 西区榎谷町福 谷字下惣代 547	田 1, 000 田 505 田 1, 295 田 1, 650	令和4年4月1日 令和9年3月31日	6, 742円／1筆 3, 404円／1筆 8, 730円／1筆 11, 124円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎 谷町	西区榎谷町長 谷字佃井西 256- 2	田 470	令和4年4月1日 令和9年3月31日	3, 000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃

	横山 世津美 明石市二見町 小林 智恵子							の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区富士見が丘 岩田 裕剛	神戸市西区井吹台北町 藤谷 利成	西区押部谷町西盛字池之下450	田 2,117	令和4年4月1日 令和9年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 堀内 雄二	加古郡稲美町 中西 章善	西区押部谷町細田字上垣403	田 2,190	令和4年4月1日 令和9年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 中嶋 秀勝	神戸市西区押部谷町 大西 正也	西区押部谷町細田字平町1271	田 714	令和4年4月1日 令和9年3月31日	8,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 光富 吉友	神戸市西区押部谷町 池田 和人 神戸市西区押部谷町 池田 節子	西区押部谷町高和字溝田597 西区押部谷町高和字孫市650-1 西区押部谷町高和字孫市650-2 西区押部谷町高和字コロソ729 西区押部谷町高和字コロソ730 西区押部谷町高和字コロソ731	田 1,463 田 2,790 田 585 田 1,355 田 3,470 田 3,558	令和4年4月1日 令和9年3月31日	4,900円／1筆 9,765円／1筆 2,030円／1筆 3,370円／1筆 11,690円／1筆 11,970円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 寺口 正文	神戸市西区今寺 酒田 征一	西区押部谷町高和字下司垣内1034	田 3,582	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区富士見が丘 平川 隼人	神戸市西区押部谷町 徳岡 真奈美	西区押部谷町高和字前田1097 西区押部谷町高和字芋谷1160 西区押部谷町高和字芋谷1166	田 2,650 田 1,120 田 1,110	令和4年4月1日 令和9年3月31日	40,000円／1筆 20,000円／1筆 20,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 森岡 和之	西区押部谷町養田字上垣内500 西区押部谷町養田字上垣内501	田 1,087 田 181	令和4年4月1日 令和9年3月31日	21,700円／1筆 3,600円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 藤原 睦夫	神戸市西区平野町 田畑 清美	西区平野町大野字八方15-2 西区平野町大野字八方16-1 西区平野町中津字山脇2356 西区平野町中津字子ビヶ鼻2486	田 1,055 田 251 田 1,018 田 1,328	令和4年4月1日 令和9年3月31日	13,700円／1筆 3,200円／1筆 10,000円／1筆 13,100円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区平	明石市西明石	西区平野町大	田	令和4年4月1日	玄米98kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日

野町 前野 兼一	北町 吉川 利実	野字松之道 63 西区平野町大 野字松之道 65 西区平野町芝 崎字種田 18 西区平野町芝 崎字種田 19	3,279 田 2,658 田 1,724 田 2,942	令和9年3月31日	玄米79kg／1筆 玄米51kg／1筆 玄米88kg／1筆			までに当該年 度に係る借賃 の全量を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 茨木 清和	神戸市西区平 野町 茨木 康人	西区平野町大 野字八反ヶ坪 71 西区平野町大 野字八反ヶ坪 72	畑 511 田 708	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	
神戸市西区平 野町 前野 兼一	神戸市西区平 野町 山口 政継 神戸市西区平 野町 山口 ミエ子	西区平野町大 野字八反ヶ坪 79	田 3,295	令和4年4月1日 令和9年3月31日	玄米98kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全量を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 吉川 隆士	神戸市西区平 野町 茨木 康人	西区平野町大 野字塚町 93	田 2,872	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平 野町 神尾 日出臣	明石市本町 中村 好晴	西区平野町向 井字東谷 645	田 2,530	令和4年4月1日 令和9年3月31日	25,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市西区平 野町 戸田 誠一郎	神戸市西区平 野町 戸田 孝子	西区平野町大 畑字コフカタ 200-1	田 2,816	令和4年4月1日 令和9年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区美 賀多台 松澤 岳士	神戸市西区平 野町 黒田 康夫	西区平野町大 畑字八郎ガキ 257	田 2,487	令和4年4月1日 令和9年3月31日	46,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 石井 秀樹	神戸市西区平 野町 中部 之夫	西区平野町常 本字丹谷 364	田 3,029	令和4年4月1日 令和9年3月31日	30,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 富岡 俊志	神戸市西区平 野町 藤田 和弘	西区平野町中 津字室長 38	田 3,319	令和4年4月1日 令和9年3月31日	36,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 澤田 次男	神戸市西区平 野町 藤田 幸枝	西区平野町中 津字橋爪 148	田 1,500	令和4年4月1日 令和9年3月31日	11,200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市西区平 野町 藤田 和夫	神戸市西区伊 川谷町 藤田 素子	西区平野町中 津字子ビケ鼻 2460	田 805	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神	神戸市西区神	西区神出町東	田	令和4年4月1日	玄米34kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日

出町 坊池 敏明	出町 藤本 初美 神戸市西区神出町 藤本 和俊	字越前 1759 西区神出町東 字越前 1769	田 1,478 田 1,145	令和9年3月31日	玄米26kg／1筆				までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
明石市松江 井上 昌裕	明石市松江 伊藤 昌宏	西区神出町東 字赤坂 2629	田 2,128	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 岩坂 郁代 神戸市西区神出町 岩坂 嘉彦	西区神出町東 字赤坂 2636	田 1,683	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区神出町 山崎 健二	神戸市西区神出町 辻 純生	西区神出町古 神字辻本 98-1	田 1,594	令和4年4月1日 令和9年3月31日	15,940円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
神戸市西区神出町 中井 良博	加古川市野口町 中井 聡	西区神出町古 神字大山口 773-4	田 1,544	令和4年4月1日 令和9年3月31日	15,440円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区神出町 中井 亮介	明石市松が丘 辻 賢司	西区神出町古 神字南大西 894-8 西区神出町古 神字南大西 894-9	畑 1,247 畑 1,069	令和4年4月1日 令和9年3月31日	5,000円／1筆 5,000円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区神出町 福井 雅樹	神戸市西区神出町 瓜生 義和	西区神出町廣 谷字西口 396	田 1,996	令和4年4月1日 令和9年3月31日	玄米100kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。	
神戸市西区神出町 鯛 かおる	神戸市西区神出町 瓜生 義和	西区神出町廣 谷字西口 406 西区神出町廣 谷字西口 424	田 2,661 田 2,177	令和4年4月1日 令和9年3月31日	27,000円／1筆 27,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区神出町 藤原 強嗣	小野市神明町 岡野 貴子	西区神出町廣 谷字中通 532 西区神出町廣 谷字中通 535 西区神出町廣 谷字中通 539 西区神出町廣 谷字中通 541-1	田 1,693 田 1,684 田 2,057 田 1,949	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区神出町 藤原 強嗣	神戸市須磨区 多井畑 正木 一也	西区神出町廣 谷字北岡 612-2	田 1,373	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
三木市福井 押部 宏樹	明石市鳥羽 押部 善友	西区神出町宝 勢字上場中筋 1690-3 西区神出町宝 勢字上場中筋	田 207 畑 60	令和4年4月1日 令和9年3月31日	1,304円／1筆 600円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の金額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	

		1693- 1						み又は甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 赤松 利広	神戸市西区岩岡町 赤松 成昭	西区神出町宝勢字木屋池尻3119 西区岩岡町岩岡字和田ヶ市3204	田 2, 147 田 2, 144	令和4年4月1日 令和9年3月31日	21, 470円／1筆 21, 440円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台東町 芦田 賢太郎	神戸市西区神出町 須藤 勉 神戸市西区神出町 須藤 徹	西区神出町宝勢字水出下4610 西区神出町宝勢字水出下4611	田 680 田 1, 471	令和4年4月1日 令和9年3月31日	6, 600円／1筆 14, 200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 岡野 博	神戸市西区岩岡町 安福 敏己	西区岩岡町岩岡字上之場1815- 1	田 1, 642	令和4年4月1日 令和9年3月31日	24, 570円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区竹の台 浅井 俊博	神戸市西区岩岡町 竹内 利雄	西区岩岡町岩岡字下場2672- 1 西区岩岡町岩岡字下場2673- 1	田 1, 481 田 1, 116	令和4年4月1日 令和9年3月31日	45, 600円／1筆 34, 400円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市魚住町 橋本 克己	神戸市西区岩岡町 田中 耕造 高砂市阿弥陀町 河野 路子	西区岩岡町古郷字添池下2806 西区岩岡町古郷字白古瀬2828- 1 西区岩岡町古郷字西場2981- 1	田 2, 210 田 1, 459 田 749	令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区大沢 澤田 一浩	神戸市西区岩岡町 藤田 伸之	西区岩岡町西脇字壘谷239 西区岩岡町西脇字壘谷240	田 1, 008 田 934	令和4年4月1日 令和9年3月31日	10, 000円／1筆 9, 300円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	神戸市西区岩岡町 村尾 竹市	西区岩岡町古郷字大池下1667 西区岩岡町野中字福吉387- 4	田 1, 197 田 750	本公告日 令和9年3月31日	11, 000円／1筆 7, 000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参又は甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区平野町 井上 政裕	神戸市西区平野町 市橋 万貴子	西区平野町西戸田字石塚524- 1 西区平野町西戸田字石塚525	田 333 田 3, 416	令和4年4月1日 令和10年3月31日	玄米20kg／1筆 玄米204kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 西馬 きむ子	神戸市西区神出町 菊池 千保美	西区神出町宝勢字中場三軒屋3487 西区神出町宝勢字中場六反場3619 西区神出町宝勢字中場六反場3627- 1 西区神出町宝勢字中場六反場3627- 2	田 1, 562 田 2, 105 田 1, 278 田 51	本公告日 令和13年3月31日	15, 000円／1筆 21, 000円／1筆 12, 700円／1筆 500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市西区桜が丘東町 中川 賢志	明石市桜町 池本 恒彦	西区榎谷町福谷字口縁谷 253 西区榎谷町福谷字下神田 647 西区榎谷町福谷字下神田 648	田 660 田 1,096 田 1,100	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 二星 敬	三田市武庫が丘 山根 万由美	西区榎谷町松本字三本松 1106	田 1,056	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 大中 優義	神戸市西区押部谷町 大中 かづ子	西区押部谷町押部字大將軍 578-1 西区押部谷町押部字今井 798-1 西区押部谷町押部字今井 798-2 西区押部谷町押部字西ノ垣 内 889	田 182 田 642 田 22 田 1050の内 1012	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 別所 隆弘	神戸市西区押部谷町 平井 正人	西区押部谷町西盛字大辻 64-2 西区押部谷町西盛字大辻 64-3	田 2,525 田 296	令和4年4月1日 令和14年3月31日	28,500円／1筆 3,300円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 藤谷 茂	神戸市西区月が丘 藤谷 哲男	西区押部谷町西盛字池之下 460-2 西区押部谷町西盛字職垣内 718	田 134 田 1,396	令和4年4月1日 令和14年3月31日	2,100円／1筆 22,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 享秀	神戸市西区押部谷町 川本 泰之 大阪府和泉市和気町 川本 政由	西区押部谷町高和字茶ノ木元 17-1 西区押部谷町高和字奥ノ垣内 23-1	田 1,352 田 2,709	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 武川 賢輔	神戸市西区押部谷町 徳岡 眞奈美	西区押部谷町高和字堂東 1325	田 523	令和4年4月1日 令和14年3月31日	6,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区押部谷町 森岡 和之	西区押部谷町養田字寺ノ前 210 西区押部谷町養田字寺ノ前 211	田 1,525 田 1,633	令和4年4月1日 令和14年3月31日	30,500円／1筆 32,600円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 浅川 元子	神戸市垂水区狩口台 田中 康之	西区平野町西戸田字山ノ下 141-1	田 1,929	令和4年4月1日 令和14年3月31日	28,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市和坂 伊藤 能之	高砂市伊保東 谷崎 謙治	西区平野町印路字山東 2350	田 1,876	令和4年4月1日 令和14年3月31日	玄米90kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市長田区山下町	神戸市西区神出町	西区神出町東字赤坂 2612	田 1,361	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

石飛 修	岩坂 あき子								
神戸市西区神出町 永田 乃利子	埼玉県川口市芝宮根町 永田 和基	西区神出町宝勢字坊主谷4855	畑 862	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用		
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗	神戸市北区八多町 山崎 建夫	北区八多町吉尾字中通1540 北区八多町吉尾字中通1541 北区八多町吉尾字鹿堀1565	田 1,281 田 211 田 1,211	令和4年2月28日 令和14年3月31日	3,843円/1筆 633円/1筆 3,633円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗	神戸市西区岩岡町 入江 雅文	西区岩岡町岩岡字西場986-2 西区岩岡町岩岡字西場988-3 西区岩岡町岩岡字西場1050-1 西区岩岡町岩岡字西場1069-2	田 1,526 田 1,981 田 135 田 545	令和4年2月28日 令和14年3月31日	15,260円/1筆 19,810円/1筆	賃貸借権設定 使用貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗	神戸市西区榎谷町 林 優	西区榎谷町長谷字佃井東118 西区榎谷町長谷字佃井東122-1 西区榎谷町長谷字佃井東123-1	田 1,434 田 1,520 田 1,404	令和4年2月28日 令和14年3月31日	14,340円/1筆 76,000円/1筆 14,040円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗	神戸市西区岩岡町 橋本 成夫	西区岩岡町岩岡字新場309 西区岩岡町岩岡字新場322-1 西区岩岡町岩岡字新場322-2 西区岩岡町岩岡字坂ノ下829-3 西区岩岡町岩岡字坂ノ下830	田 2,833 田 80 田 1,568 田 482 田 4,146	令和4年2月28日 令和14年3月31日	28,330円/1筆 800円/1筆 15,680円/1筆 4,820円/1筆 41,460円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市北区大沢町 工藤 祥	神戸市北区大沢町 仲東 延次	北区大沢町市原字字瀧1271	畑 1,371	本公告日 令和18年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用		

神戸市公告第1203号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年2月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

別表のとおり

- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

別表のとおり

- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり

- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、
甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、
神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約す
ることができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構
（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用
と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが
できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい
て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微
である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び
賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途

協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員の内いずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す

ものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 賃借が終了した場合の原状回復

賃借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定を受ける者	利用権を設定する者	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	賃借料 物			
神戸市西区神出町小東野53-81 株式会社 トーホー ファーム 代表取締役 黒崎 泰司	神戸市西区神出町 石塚 清美	西区神出町小東野字廣澤 53-60	畑 1,780	令和4年4月1日 令和5年3月31日	26,700円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		西区神出町小東野字廣澤 53-99	畑 2,185		32,775円／1筆			
神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町栃木字西ヶ市 1149-1	田 1,003	令和4年4月1日 令和9年3月31日	7,200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		西区榎谷町栃木字西ヶ市 1150	田 347		2,400円／1筆			
		西区榎谷町谷口字古井 729	田 1,430		10,200円／1筆			
神戸市西区神出町小東野53-81 株式会社 トーホー ファーム 代表取締役 黒崎 泰司	神戸市西区神出町 藤田 和之	西区神出町小東野字遊岩 374	田 3,079	令和4年4月1日 令和9年3月31日	30,790円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		西区神出町小東野字入道ノ鼻 503	田 1,194		11,940円／1筆			
		西区神出町小東野字入道ノ鼻 506	田 3,017		30,170円／1筆			
		西区神出町小東野字小池 507	田 1,970		19,700円／1筆			
		西区神出町小東野字入道ノ鼻 512	田 1,937		19,370円／1筆			
		西区神出町小東野字入道ノ鼻 516	田 2,111		21,110円／1筆			

神戸市公告第1222号

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第2項の規定により、次のとおり市民の木の指定を取り消したので、同条3項の規定により公告します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

1 市民の木の指定を取り消した樹木

指定番号	所在地	樹種
20	神戸市長田区宮川町4丁目31-3	イチョウ 1本

2 指定の年月日

令和4年3月8日

神戸市公告第1223号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番114、3番114地先道路、14番30、14番30地先道路、14番33、14番106、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内1工区、2工区及び6工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

3 許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

神戸市公告第1224号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区下山手通9丁目1番6、1番27、1番28
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区南船場2丁目9番14号
株式会社日商エステム
代表取締役 浅井 悦裕
- 3 許可番号
令和2年7月6日 第7040号
(変更許可 令和2年8月31日 第1397号)
(変更許可 令和2年11月10日 第1412号)
(変更許可 令和4年2月9日 第1477号)

神戸市公告第1225号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区神仙寺通1丁目76番1、76番2、76番3、76番6、76番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県たつの市揖保町松原25番地
株式会社関西エステート
代表取締役 森川満成
- 3 許可番号
令和元年12月13日 第7000号
(変更許可 令和2年8月26日 第1393号)
(変更許可 令和2年11月16日 第1415号)
(変更許可 令和3年1月14日 第1426号)
(変更許可 令和3年8月18日 第1462号)

神戸市公告第1226号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区小束台東868番45、868番1416、868番1417、868番1418の内2工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

（上記代理人）

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 原口 貴彦

広島県広島市西区庚午北1丁目17番23号

株式会社マリモ

代表取締役 深川 真

3 許可番号

令和3年1月14日 第7089号

（変更許可 令和3年12月17日 第1472号）

神戸市公告第1227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年3月8日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画道路	3. 4. 71号垂水駅東線
神戸国際港都建設計画交通広場	3号垂水駅前交通広場

区 役 所

神戸市中央区公告第80号

漂流物の拾得について

水難救護法（明治32年3月29日法律第95号）第25条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月8日

神戸市中央区長 清 家 久 樹

記

- | | |
|---------|--|
| 1 拾得物件 | バッグ1個、ジャンパー1枚
手袋2双、風除けマスク2枚 |
| 2 拾得場所 | 神戸市中央区港島3丁目1番 神戸水上警察署東側海上 |
| 3 拾得年月日 | 令和4年1月21日（金） |
| 4 保管場所 | 神戸市中央区雲井通5丁目1-1
神戸市中央区保健福祉部健康福祉課管理係 |

神戸市東灘区公告第75号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和4年3月8日

神戸市東灘区長 植 松 賢 治

- | | |
|------------|---|
| 1 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2 性別 | 男性 |
| 3 年齢 | 70歳代から80歳代位（推定） |
| 4 特徴 | 身長160cm |
| 5 死亡年月日 | 令和2年5月頃（推定） |
| 6 発見年月日 | 令和2年8月20日午後3時27分 |
| 7 発見場所 | 神戸市東灘区岡本6丁目11番6号北方約100メートル先八幡谷の天井川 |
| 8 死因 | 不詳死 |
| 9 所持品等 | 着衣ナイロン製ウインドブレーカー、半袖Tシャツ、作業着ズボン、ベルト、パンツ、スニーカー、所持品 小銭入れ、現金 4,001円、鍵2本、肩掛け鞆、鞆在中品（長袖シャツ、キャップ帽、ハンドタオル、軍手一双、サングラス、ロープ、ビニール袋、小袋） |

水 道 局

神戸市水道公告第101号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	北（道場町塩田）配水管取替工事
工事場所	神戸市北区道場町塩田
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和5年2月28日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ75-1.2m、φ100-9.7m、φ150-900.5m、φ150(SP)-94.0m 管撤去延長：φ75-1.2m、φ100-7.8m、φ150-902.4m、φ150(SP)-93.1m</p>
前 払 金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木AまたはB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
令和2・3年度 神戸市競争入札	<p>土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事</p>

参加資格の点数	請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和4年2月18日（金）～3月4日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年3月7日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月8日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月9日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市水道公告第106号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	千苧浄水場原水流量制御設備改修工事
工事場所	神戸市北区道場町生野780 千苧浄水場
完成期限	令和5年2月28日
工事概要	φ500 電動式バタフライ弁（1台） φ500 手動式水道用バタフライ弁（キャップ付き）（2台） φ500 変換器分離形電磁流量計（1台） φ600 変換器分離形電磁流量計（1台） バルブ・流量計接続用伸縮管・両フランジ短管・ピット鉄蓋（1式）
前 払 金	全体の請負金額の4割以内（中間前払いは2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～3月1日（火） ※紙書類の提出は、神戸市の休日を守る条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時 （郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年3月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第107号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事）東部地区
工事場所	神戸市東灘区、灘区
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、単価契約により土工事・管工事・給水付替工事他・小工事及び路面復旧等を施工するものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規則（昭和39年4月水道局規則第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第108号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 入札に付する事項

工事名	単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事）中部地区
工事場所	神戸市中央区、兵庫区
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、単価契約により土工事・管工事・給水付替工事他・小工事及び路面復旧等を施工するものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金）
------	-----------------------

	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規則（昭和39年4月水道局規則第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第109号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事）西部地区
工事場所	神戸市長田区、須磨区
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、単価契約により土工事・管工事・給水付替工事他・小工事及び路面復旧等を施工するものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規則(昭和39年4月水道局規則第9号)第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市水道公告第110号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事）垂水地区
工事場所	神戸市垂水区、西区
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、単価契約により土工事・管工事・給水付替工事他・小工事及び路面復旧等を施工するものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について

「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。
--

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規則（昭和39年4月水道局規則第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第111号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	単価契約工事（土工事、管工事他・道路掘削跡復旧工事）北地区
工事場所	神戸市北区
完成期限	令和5年3月31日

工事概要	本工事は、単価契約により土工事・管工事・給水付替工事他・小工事及び路面復旧等を施工するものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規則（昭和39年4月水道局規則第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第72号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	海岸線連絡用高声電話装置他更新工事
工事場所	神戸市兵庫区御崎町1丁目（御崎車庫、御崎Uビル）他3箇所
完成期限	令和5年8月31日
工事概要	本工事は、神戸市高速鉄道 海岸線車庫内検車場において連絡放送設備として使用する連絡用高声電話装置（親装置）の更新、及び連動盤更新（別工事）に伴う指令電話・ポイント電話の更新を行うものである。

前払金	各会計年度の出来高予定額の4割以内(中間前払いは2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	電気通信工事業に係る建設業の許可
施工実績	<p>鉄道事業者(私鉄・JR・公営鉄道)における、連絡用高声電話装置の新設又は更新において、平成18年度以降に自社で設計・製作したか、又は元請として完成させた施工実績があること。</p> <p>ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p>
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当

該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～3月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年3月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市交通公告第73号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	高速鉄道 軌道保守工事単価契約（令和4年度）
工事場所	神戸市高速鉄道 西神・山手線、海岸線、及び名谷車庫、西神車庫、御崎車庫
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	軌道を常に良好な状態に保つため、軌道変位に応じ随時軌道保守工事を行うものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可
施工実績	鉄道事業者（私鉄・JR・公営鉄道）における軌道保守工事を平成28年度以降に元請けとして完成させた施工実績があること。 ただし、現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～3月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～
------	--

	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年3月2日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月4日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市交通公告第74号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月18日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 入札に付する事項

工事名	高速鉄道 漏水・湧水防止まくらぎ補修工事単価契約（令和4年度）
工事場所	神戸市高速鉄道 西神・山手線 西神中央～新神戸 海岸線 新長田～三宮・花時計前
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	軌道を良好な状態に保つため、隧道内の漏水、湧水、まくらぎに対し、随時補修を行うものである。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和4年4月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	防水工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「防水」を登録していること。（希望順位は問わない）
その他	(1) 神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月18日（金）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時
-----	----------------------------

	第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るすることができます。